

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター設置管理条例

平成十五年三月七日

条例第二号

改正 平成一七年 七月二二日条例第六二号 平成二四年 三月二三日条例第一一号

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。以下同じ。)のスポーツ、レクリエーションの活動及び文化活動の普及を図ることにより、障害者の自立及び社会参加の促進に資するため、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター(以下「センター」という。)を千葉市稲毛区天台六丁目五番一号に設置する。

一部改正[平成二四年条例第一一号]

(業務)

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 障害者のスポーツ、レクリエーションの活動及び文化活動のための施設の提供
- 二 障害者のためのスポーツ及びレクリエーションの活動の指導者の育成
- 三 障害者のスポーツ、レクリエーションの活動及び文化活動の普及に関する調査及び研究
- 四 その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

一部改正[平成一七年条例六二号]

(利用者の資格)

第四条 センターを利用することができる者は、障害者又は障害者の自立を支援する者とする。ただし、これらの者の利用を妨げない範囲内でこれらの者以外の者も利用することができる。

(利用の承認)

第五条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

一部改正[平成一七年条例六二号]

(利用の不承認)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

追加[平成一七年条例六二号]

(利用の承認の取消し等)

第七条 知事は、第五条第一項の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 第五条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。

三 虚偽の申請その他不正の手段により第五条第一項の規定による利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。

四 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成一七年条例六二号〕

(指定管理者による管理)

第八条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例六二号〕

(業務の範囲)

第九条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務(センターの施設の利用の承認に関する業務を含む。)とする。この場合における第五条から第七条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成一七年条例六二号〕

(管理の基準)

第十条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七年条例六二号〕

(使用料)

第十一条 センターの施設を利用する者(障害者又は障害者の自立を支援する者以外の者に限る。)は、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六二号〕

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例六二号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県加曽利更生園設置管理条例(昭和五十六年千葉県条例第二号)に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県障害者 スポーツ・レク リエーションセ ンター設置管 理条例(平成十 五年千葉県条 例第二号)に基 づくもの	千葉県障害者 スポーツ・レク リエーションセ ンター使用料	体育室	全面使用する場合	午前九時から 午前十二時まで	千五百六十円
				午後一時から 午後五時まで	二千六百十円
				午後五時から 午後九時まで	四千二百円
				午前九時から 午後九時まで	七千三百五十 円

			半面使用する 場合	専用使用	午前九時から 午前十二時まで	七百八十円
					午後一時から 午後五時まで	千三百円
					午後五時から 午後九時まで	二千百円
					午前九時から 午後九時まで	三千六百六十 円
			共同使用(五 人以下 の者が 使用す る場合 に限 る。)	一般	一人二時間ま で	百円
					超過時間一人 一時間までご とに	五十円
				中学校 又は高 等学校 の生徒	一人二時間ま で	五十円
					超過時間一人 一時間までご とに	二十五円
				小学校 の児童	一人二時間ま で	三十円
					超過時間一人 一時間までご とに	十五円
多目的 室	全面使用する 場合	四時間まで	三千百五十円			
		超過時間一時 間までごとに	七百三十円			
	半面使用する 場合	四時間まで	千五百六十円			
		超過時間一時 間までごとに	三百六十円			
	音楽室	四時間まで	二千百円			
		超過時間一時 間までごとに	五百十円			
	教養文化室	四時間まで	二千百円			
		超過時間一時 間までごとに	五百十円			

附 則(平成十七年七月二十二日条例第六十二号)
(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター設置管理条例(以下「改正後の条例」という。)第八条の規定により指定管理者に千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター(以下「センター」という。)の管理を行わせる場合における改正後の条例第九条の規定により読み替えて適用される改正後の条例第五条から第七条までの規定の適用については、知事がしたセンターの施設の利用の承認又は知事に対してした申請その他の行為は、当該指定管理者がしたセンターの施設の利用の承認又は当該指定管理者に対してした申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二十四年三月二十三日条例第十一号)

この条例は、公布の日から施行する。